

私たちは、「健康でありたい」「しっかりと教育を受けて能力を十分のばしたい」「働きがいのある仕事につきたい」など、生きがいのある人生を送るための様々な願いをもっています。

こうした願いが、人間の生きる権利として確立されるまでには人類の長い歴史の中で、多くの人たちのたゆみない努力がありました。

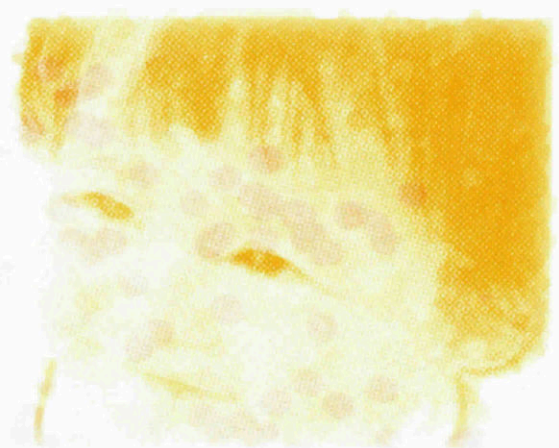
人権とは、誰もが生まれながらにして持っている権利で、人間が人間らしく生きて行くための、誰からも侵されることのない基本的権利です。

日本国憲法は、すべての国民の自由と幸福を求める権利を、基本的人権として平等に保障しています。

ところが、私たちの身の回りには、幸せを求め、豊かな生活をめざして生きたいという願いが、さまざまな偏見や不合理な理由によって、不当に侵されている事実があります。

例えば、女性に対する差別、いじめなど子どもの人権問題、高齢者の人権問題、同和問題、障害者や外国人に対する差別問題など、様々な人権問題があります。

いずれの問題も、共に暮らしている人々の人権意識を高めることによって、お互いの人権が守られ、心豊かな地域社会が築かれていくのです。「人権の世紀」とも言われています二十一世紀に向け、私たちは、様々な人権問題を正しく理解するとともに、一人ひとりが大切にされる住みよい社会の実現をめざして努力をしていくことが必要です。



考えよう あなたの人権 わたしの人権

# 共に生きる

心豊かな地域社会の実現をめざして

## 人権教育のための

### 国連10年

国連は、平成6年(1994)12月の第49回国連総会において、平成7年(1995)から平成16年(2004)までの10年間で「人権教育のための国連10年」と決議し、国連加盟国に対し国内行動計画を策定し推進することを決めました。

わが国では、平成7年(1995)に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、平成9年(1997)7月に「国内行動計画」が策定されました。この国内行動計画は、憲法の定める基本的人権の尊重の原則および世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、わが国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供の努力を積極的に行うことを目標としています。

また、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者、刑を終えて出所した人等の重要課題について、人権尊重の必要性を強調するとともに、国際協力の推進や計画の推進について必要に応じ計画の見直しなどを行うことにしています。

## 長門市では

「住む人を大切にするまちづくり」を市政運営の基本とし、このまちに住んで

よかったとの実感が共有できるまちづくりをめざして、市民参加によるさまざまな施策を推進しています。

その中で「人権尊重の社会の実現」(差別のないまちづくり)に向けて、市民一人ひとりが人間の大切さを認識し、あらゆる場において、すべての人々が尊重される社会の形成をめざしています。関係機関と連携を図りながら、同和教育をはじめ、性別・国籍・障害などの違いによる差別をなくすための人権教育を、より一層推進するために、長門市同和教育推進委員会を中心に啓発活動を進めています。

主な施策としては、

- ①市民、家庭、学校、団体、企業、行政での人権尊重の啓発活動と指導者への研修を充実し、人権尊重の社会をめざします。
- ②さまざまな差別問題の解決のため、差別に対する科学的な見方、考え方を育てるとともに、相手の立場にたって考えることのできる感性豊かな人間性を育てる人権教育への取り組みを進めます。
- ③差別される人の悩みを解決するだけでなく、差別する側への働きかけである

